



26教職第75号
平成26年4月16日

各県立学校長 様

教 育 長

平成29年度全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）の開催準備に伴う業務に従事する教職員の服務及び行事に参加する生徒の取扱いについて（通知）このことについて、下記のとおり取り扱うことにしましたので、お知らせいたします。ついで、所属職員に対しこの旨周知するとともに、適切に取り扱うようお願いいたします。

記

1 教職員の服務の取扱い

教職員が、福島県高等学校体育連盟会長等（以下「高体連会長等」といい、詳細は別記1による。）からの校長に対する依頼を受けて、平成29年度全国高等学校総合体育大会（以下「南東北インターハイ」という。）の開催準備に伴う業務に従事する場合は、校長が旅行命令を発することができ、週休日において勤務する必要がある場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行うものとする。

2 生徒の取扱い

生徒が、高体連会長等からの校長に対する要請を受けて、南東北インターハイの開催準備に伴う行事に参加する場合は、これを学校教育計画に基づいて実施される活動として位置づけるものとする。

3 適用期間

この取扱いは、平成26年4月24日から平成27年に予定している実行委員会の設立まで適用する。

実行委員会設立後は、別に通知する。

4 留意事項

(1) 校長は、教職員又は生徒を南東北インターハイの開催準備に伴う業務に従事又は行事に参加させる場合は、本来の学校教育活動がそこなわれないよう配慮すること。

(2) 校長は、教職員又は生徒を南東北インターハイの開催準備に伴う業務に従事又は行事に参加させる場合は、個人に過重な負担がかからないよう配慮するとともに、健康・安全管理及び指導により一層配慮し、事故防止に万全を期すこと。

なお、生徒が南東北インターハイの開催準備に伴う行事に参加した際の災害については、日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の適用を受けることができるものであること。

(3) 南東北インターハイの開催準備に伴う業務及び行事とは、開催準備に係る諸業務並びに諸会議、強化活動等をいい、詳細は別記2によるものであること。

（事務担当 職員課 管理主事 原田大輔 電話 024-521-7794）



別 記

1 高体連会長等に含まれる者

- (1) 福島県高等学校体育連盟会長
- (2) 各地区(県北・県南・相双・いわき・会津)高等学校体育連盟会長
- (3) 福島県高等学校体育連盟 各競技(陸上競技等)専門部会長
- (4) 平成29年度南東北インターハイ準備委員会会長

2 南東北インターハイの開催準備に伴う業務及び行事一覧

業務区分	主 な 行 事 (事 業)	
(1) 準備委員会の業務	準備委員会	準備委員会、開催種目連絡会、開催地連絡会 等
(2) 南東北インターハイ開催準備に伴う会議等の業務	福島県高等学校体育連盟との共催事業(会議)	常任理事会、理事会、評議員会、組織委員会、競技委員会、全国高等学校総合体育大会福島県選手団結団式 等
	強化活動(福島県高等学校体育連盟への委託)	インターハイ選手特別強化事業 ・指導者の研修(講習会、訪問研修等) ふくしまで一緒にやろう!プロジェクト ・県外指導者による講演会、講習会等の補助
(3) 生徒が参加する強化活動・行事及びその引率業務	強化活動(福島県高等学校体育連盟への委託)	インターハイ選手特別強化事業 ・合宿、練習会、競技会、講習会 等 ふくしまで一緒にやろう!プロジェクト ・県外から招聘する学校及び団体との練習会、合宿、競技会、講習会 等 ・県外指導者による講演会、講習会 等
	福島県高等学校体育連盟との共催事業	インターハイ選手特別強化事業 ・強化拠点校指定証交付式 等 全国高等学校総合体育大会福島県選手団結団式 等